

山口市先抜け方式入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、山口市が発注する工事及び建設コンサルタント業務等について、市内事業者の過大受注による工事又は業務の品質低下の防止及び市内事業者の育成等を踏まえた受注機会の確保を目的に実施する先抜け方式の入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 先抜け方式 競争入札に付す複数の入札案件の落札決定順位をあらかじめ定めて、落札決定順位が上位の入札案件で落札者等となった者の下位の入札案件における入札を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式をいう。
- (2) 工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 建設コンサルタント業務等 測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。

(適用対象)

第3条 先抜け方式による入札の対象とすることができる工事又は建設コンサルタント業務等は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすもののほか、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 次のいずれかを満たすこと。
 - ア 一般競争入札にあつては、入札に参加できる者の要件が同一であるか、又は概ね同一であること。
 - イ 指名競争入札にあつては、指名業者が同一であること。
 - (2) 工期又は履行期間が同一であるか、又は重複すること。
 - (3) 入札公告(指名競争入札にあつては、指名通知)の日及び開札日がそれぞれ同一であること。
 - (4) 競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。
- 2 市長は、先抜け方式によるときは、入札公告(指名競争入札にあつては、入札説明書)及び付属書類に、先抜け方式による旨及び落札決定順位を明示するものとする。

(落札決定順位、落札者の決定等)

第4条 落札決定順位は、原則として設計金額が高い入札案件を上位とする。

- 2 落札者の決定は、落札決定順位の上位の入札案件から行うものとする。
- 3 先抜け方式によつた入札案件における落札候補者が、低入札価格調査又は積算疑義申立ての対象となり落札決定を保留した場合は、当該入札案件より下位の落札決定順位の入札案件の落札者決定は、低入札価格調査又は積算疑義申立て期間を経て落札者が決定した後に行う。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。